

正誤表

『消費者法これだけは〔新版〕』（2024年4月）におきまして誤りがございました。
 謹んでお詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正いたします。

	該当箇所	正	誤
1	2頁・ 最終行	製造物責任法（1994年）	製造物責任法（1990年）
2	5頁・ 3～4行目	1976年に訪問販売法（現：特定商取引法）が制定された。	1976年に訪問販売法、特定商取引法などが制定された。
3	5頁・ 本文上から4 ～5行目	訪問販売法は、続々と出てくる……特定商取引法へと改称された（2000年）。	これらの法律は、続々と出てくる……特定商取引法へと統合され（2000年）た。
4	5頁・ 本文下から7 行目	以前の貸金業規制法（1983年）	以前の貸金業規制法（1985年）
5	95頁・ 6～7行目	いずれか遅い方である。	いずれか遅い方から20日間である。
6	110頁・ 14～17行目	「前払式割賦販売」とは、毎月一定額を積み立てると、割増額の商品を購入できるなど、割賦販売業者がミシンや家庭用電気機械器具等の指定商品を引き渡すのに先立って……	「前払式割賦販売」とは、デパートの「友の会」に加入して、毎月一定額を積み立てると、割増額の商品を購入できるなど、割賦販売業者が指定商品を引き渡すのに先立って……
7	110頁・ 下から9行目	販売業者以外の事業者が商品の販売や……	販売業者以外の事業者が指定商品の販売や……
8	113頁・ 最終行	包括信用購入あっせん業者および個別信用購入あっせん業者は、消費者との……	包括信用購入あっせん業者は、消費者との……
9	114頁・ 4行目	（30条の2、35条の3の3）	（30条の2）
10	114頁・ 12～13行目	（30条の2の2）あるいは契約の締結（35条の3の4）が禁止される	（30条の2の2）が禁止される
11	116頁・ 1行目	「販売業者に所有権が留保されたものと推定される」	「販売業者に所有者が留保されたものと推定される」
12	135頁・ 図表5-2	「不動産特定共同事業法」	「不動産共同特定事業法」
13	135頁・ 図表5-2	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律	金融サービス提供法
14	135頁・ 図表5-2(注)	<input checked="" type="checkbox"/> クーリング・オフ……適用有り。	<input type="checkbox"/> クーリング・オフ……適用有り。 (6)2023年11月……に改正

15	145 頁	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律	金融サービスの提供に関する法律
16	145 頁・ 13-14 行目	……し、法律の名称も 2024 年には「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」（金サ法）へと変更された	……し、法律の名称が「金融サービスの提供に関する法律」（金サ法）と
17	186 頁・ 下から 2 行目	3 年または 10 年の消滅時効	3 年の消滅時効と、10 年の除斥期間
18	186 頁・ 最終行～ 187 頁・ 1 行目	生命または身体損害についての消滅時効は 5 年または 10 年と定められている	生命または身体損害については除斥期間は同様だが消滅
19	202 頁・ 6 行目	2009 年の消費者庁設置とともに	2011 年の消費者庁設置とともに
20	243 頁・ 索引語句	金サ法（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律）	金サ法（金融サービス提供法（施行日未定ながら「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」へと改正）
21	244 頁・ 索引語句	不動産特定共同事業法	不動産共同特定事業法

*補足説明

6 110 頁・14～17 行目：

割賦販売法の「前払式取引」には、「前払式割賦販売」と「前払式特定取引」とがあり、前者はミシン、家庭用電気機械器具等の指定商品の購入に関するもの、後者はいわゆる「友の会」や「冠婚葬祭互助会」に関するものである。

本書 110 頁では、「前払式割賦販売」の例として、「デパートの「友の会」に加入して」としているが、デパートの「友の会」は「前払式割賦販売」ではなく、「前払式特定取引」に該当する。

両者はともに「経済産業大臣の許可制がとられている」が、前払式割賦販売業者については許可件数 0 となっている。また、前払式特定取引（友の会）は 81 社、前払式特定取引（冠婚葬祭互助会）は 230 社となっている（2025 年 9 月末時点）。

Cf. 経済産業省の HP:

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/credit/maebaraikyokazigyousyairan.html>

8～10 113～114 頁：

過剰与信防止のための措置は、包括信用購入あっせん業者と同様に、個別信用購入あっせん業者にも義務づけられている。（112 頁図表 4-5 行為規制一覧を参照）

10 | 14 頁・12 行目：

なお、過剰与信防止のための措置とは別に、個別信用購入あっせん業者には適正与信義務（販売業者の勧誘にかかる調査の義務づけ）が規定されている。

17・18 | 186～187 頁

消滅時効と除斥期間の区別は、消滅時効が「時効によって消滅する」と定められているのに対し、除斥期間は「も、同様とする」（例 民法 126 条）と定められている。

債権法改正に伴い、民法 724 条および 724 条の 2 では、後者すなわち「も、同様とする」の文言は削除され、全て「時効によって消滅する」に収められ、全て消滅時効と定められた。

製造物責任法もこれと同じく、第 5 条で「時効によって消滅する」に収められており、除斥期間は削除された。

補 遺

2025 年 6 月 1 日に施行された改正刑法により、従来の「懲役」と「禁固」が一本化されて新たに「拘禁刑」が導入されたことをふまえ、テキスト中の「懲役」との表記は「拘禁」に訂正する。

該当する箇所は、57 頁(8 行目)、58 頁(14 行目)、68 頁(9・10 行目)、89 頁(下から 2・9 行目)、97 頁(下から 8・11 行目)、125 頁(下から 9・10 行目)、128 頁(下から 4 行目)、161 頁(8・9 行目)、196 頁(下から 3 行目)。

同様に、資料編【無限連鎖講の防止に関する法律】（228～229 頁）の第五条・第六条は以下の通り修正する。

第五条 無限連鎖講を開設し、又は運営した者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六条 業として無限連鎖講に加入することを勧誘した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。